

# 生徒心得

北海道厚岸翔洋高等学校での3年間の高校生活を悔いのない、有意義なものにするために、一人ひとりが高校生の自覚のもと、次の各事項を心得て学校生活を送ること。

本規程に違反した場合は速やかな改善指導および特別指導を受けることがある。

また、詳細については各規程を設けることとする。

## 第1条 登校・下校時刻・外出について

- 1 8時35分までに登校すること。
- 2 登校後の外出は原則として禁止する。
- 3 下校時刻は、16時40分とする。ただし、次の者は特別に許可する。
  - (1) 部および同好会活動をする場合。  
顧問の指導のもと、生徒はその指示に従うこと。
  - (2) 学校行事、HR活動、生徒会活動、その他の活動をする場合。  
学級担任または担当教員の指導のもと、生徒はその指示に従うこと。

## 第2条 欠席・遅刻・早退等の手続きについて

- 1 欠席する場合は事前に保護者を通じてその旨を学級担任に連絡すること。
- 2 遅刻について
  - (1) SHRに遅刻した場合は、所定の届出用紙に理由を明記し、職員室の教員から認印をもらい、学級担任に提出し、その許可を得て入室すること。
  - (2) 授業に遅刻した場合は、所定の届出用紙に理由を明記し、職員室の教員から認印をもらい、教科担任に提出し、その許可を受けて入室すること。
- 3 早退および外出するときは、所定の届出用紙に理由を明記し学級担任の認印をもらい、許可を受けること。
- 4 授業中に保健室を利用したときは、所定の用紙を受け取り、教科担任に届け出ること。

## 第3条 学習について

自分の意志で入学したことを自覚し、学習に目的をもち、常に計画的かつ意欲的に学力向上に努める。

- 1 自ら進んで学習する。教科書・ノート類は毎日持ち帰り、予習・復習をする。
- 2 教室を学習しやすい環境に保つ。
- 3 忘れ物をしたときは教科担任に申し出る。
- 4 考査などで、不正行為はしない。
- 5 授業に遅刻したときは、教室には静かに入り、届出用紙を教科担任に提出すること。
- 6 不必要に他クラスの教室に出入りしないこと。

## 第4条 礼儀・マナーについて

- 1 保護者、来客者、教職員に対してはもちろんのこと、生徒間においても校舎内外を問わず礼儀を持つこと。
- 2 校長室、職員室、事務室への入室は、ノック、挨拶をすること。
- 3 適切な言葉遣いを心掛けること（敬語など）。
- 4 周囲に不快感を抱かせる言動は慎むこと。
- 5 室内でコート・マフラー・帽子などの着用は慎むこと。
- 6 本校の生徒であることを常に自覚し、高校生としての品位を保ち、他人の迷惑にならぬよう度ある態度を取ること。
- 7 みだりに立ち歩きながら飲食しないこと。

## 第5条 校内生活について

学校は集団生活を営む場であり、集団の一員として他人に迷惑をかけないよう心がける。

- 1 校内では日課表に従い、チャイム席を厳守する。
- 2 生徒間の金銭の貸借、物品の売買はしない。また、高額な金銭や貴重品は持参しないように心がけること。
- 3 外部からの電話は原則として、保護者以外の取り次ぎはしない。

- 4 学習に不必要な物および授業に支障が生じる物の持ち込みは禁止する。
- 5 危険物（火気類・刃物類など）の持ち込みは厳禁とする。
- 6 各自の持ち物はしっかり管理し貴重品は担任または担当教員に速やかに預けること。
- 7 遺失物・拾得物については速やかに担当教員に届け出ること。
- 8 携帯電話は登校後担任に預けること。

#### 第6条 頭髪服装について

常に質素で清潔な容姿になるよう心がける。

- 1 登下校のときは、本校指定の制服を着用する。
- 2 休日の部活動参加者は制服・指定ジャージまたは部活動で定めた服装とする。
- 3 別に定める「服装・頭髪規程」を守ること。

#### 第7条 校外生活について

校外でも本校生徒としての自覚と誇りを失わぬ行動をするよう心がけること。

- 1 外出時間は、午後9時までとし、無断外出・無断外泊は絶対にしないこと。
- 2 外出時には、身分証明書を必ず携帯すること。
- 3 飲酒・喫煙等は絶対にしないこと。
- 4 下宿する者は、事前に所定の「下宿届」を提出すること。
- 5 公共の交通機関を利用する場合は、乗車マナーを守ること。
- 6 交通法規を守り、自転車マナーなどを心がけ、本校の交通安全に関する規程に従うこと。
- 7 不審者、不審車両には十分注意すること。
- 8 運転免許の取得については別に定める交通安全に関する規程を守ること。
- 9 在学中の特殊小型船舶操縦士（水上オートバイ）の免許取得は認めない。  
なお、一級および二級小型船舶操縦士についてはこの限りではない。
- 10 高校生としてふさわしくない場所、また危険な場所には立ち入らないこと。
- 11 野外活動（キャンプ等）を行う場合は、保護者または保護者が認めた成人が同伴するものとする。
- 12 校外における集会・催し物等に参加するときは必ず校長の許可を得ること。
- 13 校外において、万一事故が起こった場合には速やかに学校に連絡すること。  
(電話番号：0153-52-3196)

#### 第8条 アルバイトについて

アルバイトをする場合は本校生徒の本分をわきまえ、「アルバイト規程」に従って行動すること。

#### 第9条 校舎美化保全および施設設備について

校舎愛護の精神を持ち、美化に努める。

- 1 校舎の施設設備は常に丁寧に扱うこと。
- 2 学校施設を破損した場合は教員に届け出ること。
- 3 破損した場合は原則として弁償すること。
- 4 非常用設備には、必要なとき以外は手を触れないこと。
- 5 学校休業日に施設・設備を使用するときは、担当教員等の指示に従うこと。
- 6 教室・教材・教具等の無断使用は厳禁すること。
- 7 掃除は責任を持って行い、清掃終了後は必ず担当教員の点検を受けること。
- 8 ゴミの分別は各自が自覚し積極的に行うこと。

#### 第10条 緊急時について

非常事態発生時は、教職員の指示に従い冷静沈着・迅速に行動すること。

#### 第11条 賞罰

- 1 本校生徒がその本分を尽くし、他の生徒の模範となる行いがあった場合は、これを表彰することがある。
- 2 懲罰については「生徒懲戒規程」等により、適切な指導をする。